

(第13号議案)

平成23年(2011年)3月10日  
総務委員会資料  
経営室人事担当

中野区大気汚染障害者認定審査会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。 第9条 (略) 付則 (略)  附則 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u>	第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審査会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。 第9条 (略) 付則 (略)

中野区建築審査会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第9条 (略) (庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>都市基盤部</u> において処理する。 第11条 (略) 付則 (略)  附則 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u>	第1条～第9条 (略) (庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>都市整備部</u> において処理する。 第11条 (略) 付則 (略)

中野区職員の定年等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略) 付則 (略) 別表(第3条関係) 1 保健所 2 <u>地域支えあい推進室</u> 3 <u>健康福祉部</u>  附則 <u>この条例は、平成23年4月1日から施行する。</u>	第1条～第5条 (略) 付則 (略) 別表(第3条関係) 1 保健所 <u>(保健福祉相談所を含む。)</u> 2 <u>保健福祉部</u>

中野区次世代育成推進審議会条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>子ども教育部</u> において処理	第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>子ども家庭部</u> において処理

する。

第9条 (略)

附 則 (略)

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

する。

第9条 (略)

附 則 (略)